

第1回「高知県歴史的公文書の保存等に関する検討委員会」概要

1 日時

平成21年8月25日（火） 13：30～15：40

2 場所

高知会館

3 議事の概要

（1）本委員会での検討の進め方(案)について

資料に基づいて事務局が説明

【委員】

- ・12月以降のスケジュールはどうなっているのか。今年度内に管理規程を定めるのか。

【事務局】

- ・閲覧など運用関係は難しいが、今年度中に公文書規程の改正などを行い、来年度から施行したい。

【委員】

- ・主要論点（資料2）に歴史的公文書の保存方法として、「保存年限を経過するまでの保存のあり方」とあるのは現用文書のことか。

【事務局】

- ・そのとおり。

（2）歴史的公文書について（国、他県の状況）

資料に基づいて事務局が説明

【委員】

- ・視察地として、なぜこの4県を選んだのか。選ばれるべきモデル館がないと感じる。
- ・神奈川県立公文書館は先進的な取り組みをしているので、参考にしたら良いのではないか。
- ・福岡のように施設ができていない県をモデルとするのはおかしいのではないか。
- ・福岡県は既設のモデルにはならなくても、県と市町村が一緒に公文書館を設置する点では新たな取り組みといえる。県・市による施設の設置に関して、議論の出発点としては参考になるのではないか。
- ・四国内では徳島県立文書館の歴史が古いので、調べてみてはどうか。

【事務局】

- ・立ち後れている高知県のモデルとして、実施検討中の県から公文書館や庁舎内で管理を実施しているケースなど広い視点で視察地を選んだ。
- ・神奈川県などの調査をして、今後の検討委員会で資料を用意する。

【委員】

- ・県内市町村の状況はどうなっているのか。

【事務局】

- ・公文書館を設置している市町村はない。

【委員】

- ・県内の市町村でシステムとして機能しているのは、安芸市などがあるのではないかな。
- ・安芸市ではファイリングシステムを導入し、各課の意識が向上した。歴史民俗資料館に保存するため廃棄時に通知することとしていたが、十分にできていない。
- ・古い公文書は大事にするが、新しいものの価値はあまり感じていないと思われる。
- ・公文書の管理をする際、文書が発生した時点からの管理に重点を置くべきである。
- ・神奈川県ではファイリングシステムがかなり前から稼働しており、公文書の管理面では良かったと記憶している。
- ・町村には、明治時代の議事録や行政委員会の公文書が残っていることがある。定義・基準に関わることなので、総務部と教育委員会などとの調整が必要となる。

(3) 高知県における公文書の現状について

資料に基づいて事務局が説明

【委員】

- ・平成13年から永年保存文書を30年保存としているが、その当時に永年保存文書をどうするかとの議論はあったのか。
- ・公文書規程には「歴史的公文書」と言葉はあるが、定義はないということか。本検討委員会では、どういう議論をすればよいのか。

【事務局】

- ・歴史的公文書との関係で、永年保存文書について議論した経緯はないようである。
- ・現行の公文書規程では、保存期間の例外のほかに、歴史的公文書に関する定義・選別基準などを定めていないため、これらについて検討していただきたい。

【委員】

- ・本庁の文書を対象とするのか。
- ・議論の対象から、教育委員会や県警は除くのか。

【事務局】

- ・本委員会では、公文書規程の対象となる知事部局のみを対象とする。

【委員】

- ・書庫のスペースに余裕はあるのか。
- ・実際に書庫を見てみたい。

【事務局】

- ・毎年公文書が増えており、スペースに余裕はなくなっている。

【委員】

- ・保存期間の延長は、行政上のニーズで行うのか。

【事務局】

- ・そのとおり。例えば、開示請求の対象文書や会計検査の対象文書になるなどの理由による。

【委員】

- ・経験上、廃棄の選別をする際、重要なものなら延長したいと考える。

【委員】

- ・電子決裁の導入状況は、どうなっているのか。

【事務局】

- ・以前は文書情報システムで電子決裁をしていたが、現在は行っていない。

【委員】

- ・情報公開制度が始まる前に公文書館を設置したところでは一定年限（３０年間）が過ぎて公開することとしているが、現用文書との矛盾が生じている。重要な論点ではないか。

【事務局】

- ・各県の状況を調べて、次回検討委員会で資料を用意する。

【委員】

- ・以前の規程にあった永年保存文書は、永年のままとしているのか。

【事務局】

- ・そのとおり。

【委員】

- ・公文書は簿冊に綴っているのか。

【事務局】

- ・そのとおり。

【委員】

- ・以前、旧北原村の資料が公民館で見つかったと図書館に連絡があり、県立図書館と一緒に現地に行ったが、現在ＪＡの倉庫で保管しているようだ。公文書館の設置などを検討する時には、このような文書は議論の対象になるのか。

【事務局】

- ・県としてまだ方針を持っているわけではないが、本委員会では議論の対象としない。

【委員】

- ・公文書館法では、歴史資料を含め「公文書等」と定めている。庁舎外で見つかった文書について、どこ（歴史民俗資料館・図書館など）で保存するかという問題はあるが、課題には違いない。
- ・庁舎外で見つかった文書をどこで保存するかについては、この検討会で保存すべきとするものの定義の仕方による。
- ・印刷され、複製のあるのが前提の活字資料（図書）と公文書は違うものであることを、共通認識としてもってほしい。
- ・基本的に、市町村のことは市町村が対応すべきである。
- ・地域のことは地域で対応し、県は助言をするのが基本だと思う。しかし、現実的には、相談を持ちかけられるのは県の関係機関の場合が多い。
- ・歴史的公文書の定義や保存について、筋道を立てて整理する必要がある。
- ・教育振興基本計画のタイムテーブルに新県立図書館の着工予定時期が載ってきたこともあって、この際何でもかんでも「おんぶにだっこ」で県立図書館にくっつけてしまおうという感じになってきている。従って、そもそも扱う資料の性格が違う図書館と公文書館の関係でいえば、安易に「公文書館機能を持った図書館」など「〇〇機能を持った〇〇」といわれることを危惧している。

4 閉会